

## ライバーマネジメント業務委託契約書（ひな形）

株式会社[事務所名]（以下「甲」という）と、[ライバー氏名]（以下「乙」という）は、乙のライブ配信活動等のマネジメント業務に関し、以下の通り業務委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

**第1条（目的）** 甲は、乙がライブ配信プラットフォーム（以下「対象プラットフォーム」という）において行うライブ配信活動およびタレント活動（以下「本活動」という）を支援・マネジメントし、乙はこれを甲に委託する。

### 第2条（契約期間）【必須条項2】

1. 本契約の有効期間は、[20XX]年[X]月[X]日から[20XX]年[X]月[X]日までの1年間とする。
2. 期間満了の[3]ヶ月前までに、甲または乙のいずれからも書面（電子メール等の電磁的方法を含む）による異議の申し出がない場合、本契約は同一条件にてさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

### 第3条（乙の業務と責務）【必須条項3】

1. 乙は、個人事業主としての自覚を持ち、対象プラットフォームにおいて継続的かつ精力的に配信活動を行うものとする。
2. 乙は、甲に対し、毎月[X]日までに翌月の配信スケジュールおよび活動計画を報告し、甲の承認を得るものとする。
3. 乙は、甲が企画・運営するイベントやプロモーション活動に参加要請があった場合、正当な理由がない限りこれに協力するものとする。

**第4条（甲の業務と役割）【必須条項6】** 甲は、乙に対し、以下の業務（以下「支援業務」という）を提供する。  
(1) 乙のアカウント管理および運用サポート  
(2) 配信内容、企画、キャラクター設定に関する助言および指導  
(3) ファンコミュニティの管理および運営の支援  
(4) 企業案件、広告案件等の獲得および窓口業務  
(5) 配信機材、スタジオ等の貸与または提供（甲の裁量による）

### 第5条（報酬および支払方法）【必須条項1】

1. 甲は乙に対し、本活動により生じた収益（投げ銭、広告収入等）から、対象プラットフォームの手数料を控除した後の金額に対し、別紙に定める分配率（還元率）を乗じた金額を報酬として支払う。
2. 甲は、計算対象月の末日で締め切り、翌月[X]日限り、乙の指定する銀行口座に振り込んで支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。

### 第6条（費用の負担）【必須条項7】

1. 本活動に必要な通信費、交通費、衣装代、メイク代、配信場所の利用料その他の経費は、特段の定めがない限り乙の負担とする。
2. 甲が事前に書面等で承諾した費用については、甲が負担するものとする。

### 第7条（禁止事項・コンプライアンス）【必須条項4】

乙は、本活動において以下の行為を行ってはならない。

- (1) 法令、公序良俗、または対象プラットフォームの利用規約に違反する行為
- (2) 甲、他のライバー、リスナー、または第三者を誹謗中傷し、名誉や信用を毀損する行為
- (3) 政治的、宗教的な宣伝活動または勧誘行為
- (4) 甲を通さずに、甲の競合他社やクライアントと直接取引を行う行為（中抜き行為）
- (5) 本契約期間中に、甲の承諾なく他の事務所に所属し、または類似の契約を締結すること

第8条（反社会的勢力の排除）【必須条項4】 甲および乙は、自らが反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員等）でないこと、およびこれらと一切の関係を持たないことを表明し、保証する。

#### 第9条（知的財産権の帰属）【必須条項8】

1. 乙が本活動に関連して創作した著作物（動画、音声、画像、イラスト等）に関する著作権は、発生と同時に乙に帰属する。ただし、甲は、乙のプロモーションの目的の範囲内において、これらを無償かつ自由に利用（複製、翻案、公衆送信等）できるものとする。
2. 甲が乙に提供したキャラクター、イラスト、ロゴ、配信素材等に関する著作権および商標権等の知的財産権は、甲に帰属する。乙は、本契約終了後、これらを一切使用してはならない。

#### 第10条（秘密保持および個人情報）【必須条項9】

1. 甲および乙は、本契約の履行を通じて知り得た相手方の秘密情報（営業上の秘密、ノウハウ、取引条件等）を、第三者に開示または漏洩してはならない。
2. 甲は、乙の個人情報（本名、住所、連絡先等）を厳重に管理し、本契約の目的以外に使用してはならない。

第11条（契約解除）【必須条項5】 甲または乙は、相手方が以下の各号のいずれかに該当した場合、何らの催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。(1) 本契約の条項に違反し、相当の期間を定めて是正を催告したにもかかわらず是正されないとき(2) 信用を著しく毀損する行為があったとき(3) 反社会的勢力との関与が判明したとき

#### 第12条（損害賠償および違約金）【必須条項5】

1. 甲または乙は、本契約に違反し相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償する責任を負う。
2. 乙が第7条（禁止事項）または第10条（秘密保持）に違反した場合、乙は甲に対し、違約金として金[XX]万円を支払うものとする。ただし、甲の実損害額が違約金を上回る場合は、その超過額の請求を妨げない。

#### 第13条（協議および管轄）

1. 本契約に定めのない事項または解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議し解決する。
2. 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約の成立を証するため、本契約書（電磁的記録）を作成し、甲乙合意のうえ電子署名を施して保管する。

#### [契約締結日]

甲（住所）：東京都〇〇区〇〇… （氏名）：株式会社〇〇 代表取締役〇〇〇〇 印

乙（住所）：〇〇県〇〇市〇〇… （氏名）：〇〇〇〇（ライバーナンバー） 印

## 【別紙】報酬分配率（第5条関係）

1. 基本報酬 対象プラットフォームにおける「投げ銭」等の売上高からプラットフォーム手数料を控除した「純利益」に対し、以下の分配率を適用する。
  - 甲（事務所）：[XX] %
  - 乙（ライバー）：[XX] %
2. 企業案件・広告報酬 甲が獲得した企業案件等による報酬については、案件ごとに別途協議のうえ決定する、または以下の分配率とする。
  - 甲（事務所）：[XX] %
  - 乙（ライバー）：[XX] %